

# 教職員の働き方改革に関する取組方針

（平成31～33年度）



平成31年3月  
宮城県教育委員会

## はじめに

人口減少化社会の到来や、近年のグローバル化やICT化の進展など、子供や社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、学校現場では、学力向上対策、いじめ・不登校への対応など取り組むべき課題は山積しております。加えて、新しい学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現による教育活動の質の向上や、道徳や外国語教育の充実が掲げられており、これらを実現するためには、教職員に係る負担を、全体として軽減していくことが必要です。

県教育委員会では、平成22年12月に「学校運営支援チーム」を設置し、学校現場の教職員との意見交換会や、在校時間調査等により、現場の抱える課題等の把握に努めるとともに、課題解消に向けた各種の取組を実施してきました。

それらの取組は、平成25年4月に新たに設置した「学校運営支援本部」に引き継がれ、これまでに、ICTを活用した学校運営支援統合システムの導入や、学校事務の共同実施、調査や会議等の精選、部活動指導ガイドラインの策定等を行ってきました。その結果、教員の負担軽減や学校の業務改善に一定の成果は見られるものの、教員の在校時間の大幅な縮減には至っておりません。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では、国による働き方改革に呼応しながら、できる取組を着実に進めるため、この度、教職員の働き方改革に関する総合的な取組方針を策定することといたしました。

今後、関係機関が密接に連携し、保護者や地域の方々の理解も得ながら、本方針に基づき、取組を進めていきたいと考えております。

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

## < 目 次 >

I	策定に当たって	1
1	策定の趣旨・目的	1
2	教職員の多忙化解消に係る県教育委員会の これまでの主な取組	3
II	県教育委員会及び県立学校の役割	4
III	期間・目標	5
1	期間	5
2	目標・成果指標	5
IV	取組の柱	5
V	取組内容	6
1	勤務時間の管理，在校時間の縮減	6
2	学校閉庁日の設定	7
3	部活動の適正な時間設定	10
4	子供と向き合う時間確保のための業務縮減	11
5	その他	12
VI	進行管理・市町村立学校に係る支援	14
1	進行管理	14
2	市町村立学校に係る支援	14
VII	参考資料等	14

# I 策定に当たって

---

## 1 策定の趣旨・目的

### (1) 取組方針の位置付け

- 本方針は、宮城県教育委員会及び県立学校による「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等を示すとともに、市町村教育委員会及び市町村立学校に対し、県と同様に、働き方改革への取組を働きかけるものとする。

### (2) 現状・課題

- 教員は、授業以外にも成績処理などの教務事務、印刷や諸費会計などの事務的な業務、部活動の指導等に多くの時間を割いている実態がある。また、いじめなどの生徒指導上の課題の複雑化・多様化や、保護者や地域の方々からの要望への対応など、教員に求められる役割が拡大しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因になっていると考えられる。
- 在校時間調査において、平成29年度に「正規の勤務時間外における月80時間」を超える県立高等学校の教職員は38.6%であり、27～28年度から変化はなく、また市町村立中学校の教職員は52.0%と増加傾向にあり、長時間勤務の抜本的な解消には至っていない状況にある。（下表）

#### 【正規の勤務時間外における月80時間超報告者数（※）の推移】

##### ① 県立高等学校

	27年度	28年度	29年度
教職員数（人）	4,055	4,012	4,001
報告者数（人）	1,554	1,566	1,544
割合（%）	38.3	39.0	38.6

##### ② 市町村立小学校

	27年度	28年度	29年度
教職員数（人）	7,988	7,989	7,923
報告者数（人）	542	658	634
割合（%）	6.8	8.2	8.0

### ③ 市町村立中学校

	27年度	28年度	29年度
教職員数（人）	4,859	4,895	5,000
報告者数（人）	2,211	2,411	2,599
割合（％）	45.5	49.3	52.0

※ 報告者数は、各年度において、ひと月でも月80時間を超えたことがある教職員の実人数

### (3) 策定の趣旨・目的

- こうした課題の解決に向けて、本方針を策定し、教職員が働きやすい環境の整備に努める。具体的には、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して、県立学校における働き方改革を推進するとともに、市町村教育委員会にも取組を促していく。
- 多忙化の抜本的な解消には、国による定数改善が必要不可欠であるが、国の対応を待つだけでなく、県教育委員会、市町村教育委員会、学校現場及び教育関係団体が、働き方改革に向けた認識を共有し、できることから着実に改善に向けた取組を行うこととする。  
なお、国に対しては、引き続き定数の改善を求めることとする。

#### 「働き方改革の目的」

教職員の長時間勤務を改善し、次の3つを目的とする。

- (1) ワーク・ライフ・バランスの取れた生活の実現と、やりがいがある職場環境を整備
- (2) 学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築
- (3) 「子供と向き合う時間」を確保し、学校教育の質の維持・向上

#### (4) 取組に当たっての留意事項

- 本取組方針を全教職員に周知し、意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら取組を推進する。
- 目標（「長時間勤務の縮減」：後述）の達成が目的化し、本来の教育活動に支障が生じたり、持ち帰り業務とならないよう十分留意して取組を推進する。
- 国の「学校における働き方改革に関する総合的な方策」，「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」，「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」，「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」などを踏まえて、取組を推進する。
- 上記の国の働き方改革に関する各種通知やガイドラインにおいて、県教育委員会に対して求められている項目のうち、本方針に記載されていない項目については、学校現場や他自治体の動向も踏まえながら、本方針の期間内に課題の整理に努める。

## 2 教職員の多忙化解消に係る県教育委員会のこれまでの主な取組

### (1) 平成 22 年度～平成 24 年度

- 平成 22 年 12 月に事務局内に「学校運営支援チーム」を設置。教育庁の幹部職員と現場の教職員との意見交換会の開催や、教職員の正規の勤務時間外における在校時間調査等を行い、学校現場の抱える課題等の把握に努め、可能な取組に随時着手した。

### (2) 平成 25 年度～平成 30 年度

- 平成 25 年 4 月、新たに「宮城県学校運営支援本部」を設置し、学校運営支援チームを引き継ぐ形で、多忙化解消に継続的に取り組むこととした。
- 第 1 次期間（25～27 年度）においては、主に「学校事務の共同実施」及び「学校運営支援統合システムの導入」などにより、多忙化の解消に一定の効果が見られた。

- 第1次期間の取組を継続するとともに、第2次期間（28～30年度）における新たな取組としては、多忙化の要因の一つである部活動に関して「部活動指導ガイドライン」を策定し、適正な部活動の実施を推進したほか、外部人材の積極的な活用を図るため、モデルとして部活動指導員の配置に努めた。

## Ⅱ 県教育委員会及び県立学校の役割

---

### （1）県教育委員会

県教育委員会は、県立学校における教職員の多忙化解消に向けた取組（※）を行うとともに、県費負担教職員の任命権者としての立場を踏まえ、市町村教育委員会に対して、小・中学校現場の勤務環境の改善に向けた働きかけ及び支援を行うこととする。

※学校運営支援本部「働き方改革WG」が中心となり、教育庁関係課室が課題と認識を共有しながら、全組織を挙げて本方針に基づく各種取組を実施

### （2）県立学校

県立学校においては、全教職員の共通理解のもと、校長をはじめとした管理職のリーダーシップにより、教職員の働き方改革に向けた意識改革を着実に進め、取組を実施する。

### Ⅲ 期間・目標

---

#### 1 期間

平成31年度～平成33年度（3年間）

#### 2 目標・成果指標

学校運営支援本部におけるこれまでの取組結果や、国による働き方改革の動きを踏まえ、目標は「長時間勤務の縮減」とし、成果指標は「正規の勤務時間外の在校時間」とする。

「長時間勤務の縮減」

正規の勤務時間外の在校時間（全校種）について

- （1）1ヶ月で45時間，1年間で360時間を超えないこと
- （2）月80時間を超える教職員の割合を前年度より減少させ，平成33年度までにゼロとする。

### Ⅳ 取組の柱

---

上記の目標を達成するため，次の4つの方針を柱として取組を推進

- 1 勤務時間の管理，在校時間の縮減
- 2 学校閉庁日の設定
- 3 部活動の適正な時間設定
- 4 子供と向き合う時間確保のための業務縮減



### 1 勤務時間の管理，在校時間の縮減

#### (1) 客観的な勤務時間管理手法の検討

- 校務支援システム（県立学校）による在校時間の把握を継続する。
- 知事部局や他自治体の動向等を踏まえ，必要に応じてＩＣカード等客観的な手法の導入を検討する。
- 市町村教育委員会が所管する小・中学校の勤務時間管理方法について把握する。

#### (2) 時間管理に係る研修の実施

- 時間管理に関する意識付けの研修や管理職のマネジメント研修を実施する。

#### (3) 最終退校時間の設定

- 県立学校においては，学校の実情に応じて勤務終了時刻の３時間後を目途に最終退校時間を設定する。
- 市町村教育委員会に対して，学校の実情に応じた最終退校時間を設定できるよう働きかけを行う。

#### (4) ICTの活用推進

- 学校運営支援統合システムの導入効果が発揮されるよう，その有効性・有用性の説明に努める。

#### (5) 定時退庁日の設定

- 各学校の実情に応じて，１週間のうち平日１日以上は，部活動休養日などと併せて定時退庁日を設定するほか，音声メッセージ付留守番電話の設置など，定時退庁日を設定しやすい環境整備に努める。

## 2 学校閉庁日の設定

### (1) 長期休業期間に3日以上設定

- 教職員に夏季休暇，振休，年次有給休暇等の取得を推奨するため，条例・規則に基づいた取扱いではないが，夏季休業中の一定期間に学校業務（部活動指導，課外授業，補習，進路指導，会議・研修等）を行わない「学校閉庁日」を設けるものとする。
- 期間は，学校の実情により設定するものとするが，例えば，お盆前後の8月12日から8月16日までの5日間を「リフレッシュウィーク」とし，同期間内に平日3日以上为学校閉庁日を設定する等，より多くの教職員が一同に休暇を取得しやすい期間に設定する。
- 緊急時の対応や動植物の管理等，学校管理運営上必須の業務のために管理職等必要最低限の教職員の出勤を妨げるものではないが，学校業務は行わない。
- 各学校は，緊急時の対応を明確にし，学校閉庁日の設定趣旨も含め学校業務を行わないことについて誤解を招くことのないよう児童生徒や保護者に対し説明及び周知する。また，必要に応じて，HP等に掲載するなど周知に努める。
- 校長，副校長・教頭，事務長会議などにおいて，学校閉庁日の設定を推進するよう周知する。

### (2) 年末年始の完全業務停止

- 年末年始（12月29日から1月3日）は，「学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例」第9条において，「勤務することを要しない日」となることから，特に勤務することを命じられた者を除き，一切の学校業務を行わないこととし，教職員の休日を確保する。
- 各学校は，緊急連絡体制を確保し，年末年始は完全業務停止であることを保護者へ周知する。
- 振休，年休等の取得を推奨する期間として，冬季休業中の年末年始を除く期間にも，各学校の実情に応じて学校閉庁日を設ける。

- 学校閉庁日の期間は、各所属の実情により設定するものとするが、例えば、12月27日から1月5日までの期間に2日間を設定する等、より多くの教職員が一同に休暇を取得しやすい期間に設定する。

(3) 行事等の自粛

- 夏季の一定期間は、県教育委員会主催の研修、会議等を設定しない。

(4) 緊急連絡手段・体制の構築

- 学校閉庁日及び土日・夜間等における一斉メール通信の管理など、緊急連絡体制を構築する。

(5) 部活動に係る公式大会の自粛・削減要請

- 夏季の一定期間、年末年始（当該期間直後も含む。）及び土曜日と祝日が重なる日に、公式大会が開催されないよう関係団体（中体連、高体連、高文連等）に継続して要請する。

平成31～33年度学校閉庁日設定例【■：設定日、／：土日・休日】

○ 夏季休業（3日間の場合）

	月日	8/12	13	14	15	16	17	18	備考
	曜日	休日	火	水	木	金	土	日	
	推奨期間	←————→							
H31年度 (2019)	A校	/	■	■	■		/	/	
	B校	/		■	■	■	/	/	

	月日	8/10	11	12	13	14	15	16	備考
	曜日	休日	火	水	木	金	土	日	
	推奨期間			←————→					
H32年度 (2020)	A校	/	■	■	■		/	/	※1
	B校	/		■	■	■	/	/	

	月日	8/11	12	13	14	15	16	17	備考
	曜日	休日	木	金	土	日	月	火	
	推奨期間		←————→						
H33年度 (2021)	A校	/	■	■	/	/	■		
	B校	/		■	/	/	■	■	※2

※1 8月11日を閉庁日として設定

※2 8月17日を閉庁日として設定

○ 年末年始（2日間の場合）

	月日	12/26	27	28	29~1/3	4	5	6	備考
	曜日	木	金	土	日~金	土	日	月	
	推奨期間		←→			←→			
H31年度 (2019)	A校	■	■						※1
	B校		■					■	※2

	月日	12/25	26	27	28	29~1/3	4	5	備考
	曜日	金	土	日	月	火~日	月	火	
	推奨期間			←→			←→		
H32年度 (2020)	A校	■			■				※3
	B校				■		■		

	月日	12/25	26	27	28	29~1/3	4	5	備考
	曜日	土	日	月	火	水~月	火	水	
	推奨期間			←→			←→		
H33年度 (2021)	A校			■	■				
	B校						■	■	

※1 12月26日を閉庁日として設定

※2 1月6日を閉庁日として設定

※3 12月25日を閉庁日として設定

### 3 部活動の適正な時間設定

#### (1) 部活動指導ガイドラインの周知，徹底

- 関係団体（中体連，高体連，高文連等）に，ガイドラインの遵守を働き掛ける。
- ガイドラインの運用状況を把握し，県立学校及び市町村教委に対して，適切な休養日及び活動時間の設定に関して指導・助言を行う。
- 生徒・保護者（PTA含む。）に対して，学校における部活動の位置付けや在り方等について理解を求める。

#### (2) 各種大会への参加の精選

- 夏季の一定期間，年末年始（当該期間直後も含む。）及び土曜日と祝日が重なる日に，公式大会が開催されないよう関係団体（中体連，高体連，高文連等）に継続して要請する。【再掲】
- 年間活動計画の作成と実施状況を把握し，目的を明確にした計画的な大会参加が図られるよう意識付けを行う。
- 競技ごとの大会スケジュールを把握し，必要に応じて競技団体との協議を行う。

#### (3) 生徒及び指導者の負担軽減

- 科学的知見に基づく指導法についての理解を深めるため，研修会を開催する。
- 外部指導者に加え，部活動指導員を適切に配置する。
- 部活動以外の活動を希望する生徒については，スポーツ少年団やクラブチーム，地域の文化サークル等との連携等により，受け皿の確保に努める。

#### (4) 部活動休養日の設定

- 各学校の実情に応じて，1週間のうち，平日は少なくとも1日，土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を部活動の休養日とする。【再掲】

## 4 子供と向き合う時間確保のための業務縮減

### (1) 行事の精選・見直し

- 行事の洗い出しにより，行事の精選・見直しを行うとともに，近隣の学校との合同開催や地域連携による負担軽減など行事の効率化を図るよう促す。

### (2) 業務の見直し・改善

- 業務改善（スクラップ&ビルド）を図るため，業務の洗い出しや見える化，会議の精選，類似業務の統廃合などを促進する。
- 新たな業務を付加する場合には，過度な負担とならないよう配慮する。

### (3) 外部人材の活用

- スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW），部活動指導員の積極的な活用を図る。
- 高校，大学生のボランティアを活用した放課後の学習支援を行う。
- 教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（SSS）やスクールロイヤー（SL※）の導入を検討する。

※学校で起こる様々な問題の相談対応のほか，いじめに関する予防教育や研修会講師などに幅広く対応する弁護士

### (4) 好事例の収集・発信

- 各学校における業務改善を図るため，毎年度，業務改善事例を募集するほか，全国の教育委員会や学校における先進的取組を含め，優良事例集を作成し積極的に発信する。また，業務改善意識の醸成を図るため，優秀事例は表彰する。

### (5) 保護者，地域の方々等への理解促進

- 働き方改革に関する取組に係るリーフレット等を作成し，保護者や地域，民間団体等に対して，学校の負担軽減に向けた理解・協力を得る。

## 5 その他

### (1) 学校事務共同化の推進

#### 【現状（課題）】

- 取組頻度のばらつき，取組内容の画一化，関係機関との連携・協力不足等が見られ，効果的な業務改善や教員の事務負担軽減につながる取組に至っていない市町村或いは地域が多く見られる。

#### 【取組内容】

- 事務の効率化・適正化のほか，教員の事務負担軽減につながる取組も促進されるよう，今後も共同実施連絡協議会において効果的な講演や先進事例の紹介，好事例の発表等を行うことにより，意識啓発や情報共有を図り，市町村教育委員会や共同実施組織を支援していく。
- 文科省委託事業「学校現場における業務改善加速事業」に東松島市とともに取り組み，その成果を県内市町村に波及させ，取組の促進を図る。
- 共同実施を推進するリーダーの組織マネジメント能力の向上を図るため，研修を継続して実施する。

### (2) 統合型校務支援システムの他校種への展開

#### 【現状（課題）】

- 県立高校への学校運営支援統合システムの導入については，平成27年度に完了しているが，特別支援学校については，成績処理の方法や各種帳票が高校とは異なることから，システムの導入に至っていない状況である。
- 市町村教育委員会については，一部の市町村（13市町）で導入済みである。

#### 【取組内容】

- 特別支援学校については，成績処理の方法や各種帳票が高校とは異なることから，関係機関と連携しながら，より良いシステムとなるよう導入に向けた検討及び改修を行っていく。
- 未導入の市町村教育委員会に対し，システムの有用性等を説明するなど，システムの導入に向けた働きかけを継続して行う。

### (3) 学校徴収金会計の適正化・事務処理のマニュアル化の推進

#### 【現状（課題）】

- 学校徴収金会計の取扱いについては、これまでも通知や各校を訪問して事務処理状況調査等において適正化や集約化を指導してきたところであるが、中長期的な視野での継続的な取組が必要である。

#### 【取組内容】

- 事務処理状況調査を2年に1回のペースで、また書面調査を年1回行い、この度作成した学校徴収金マニュアルや通知に基づき、適正化や集約化の状況について確認、指導するとともに、学校における事務処理の標準化を図る。
- 必要に応じ、マニュアルの改正をして内容の充実に努める。

### (4) 教員を対象とした研修の最適化

#### 【現状（課題）】

- 教員研修について、「みやぎの教員に求められる資質能力」で定めた「育成指標」をもとに「教職員研修計画」を策定し、総合教育センターを中心に実施している。あわせて、現在の教育課題に対応する研修について、庁内担当課で実施している。
- 総合教育センターで策定している「教職員研修計画」について、各担当課で実施している研修との関連性の中で整理・調整が必要である。

#### 【取組内容】

- 「宮城県教職員育成協議会」の研修部会において、現在運用されている「教職員研修計画」について、各課と調整を図りつつ「育成指標」に基づいた不断の見直しを行いながら、研修の整理統合等の最適化を行う。



## VI 進行管理・市町村立学校に係る支援

### 1 進行管理

取組の着実な実行を図るため、在校時間の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。

### 2 市町村立学校に係る支援

市町村教育委員会に対し、所管の学校における働き方改革の取組方針を策定するよう促すとともに、市町村立学校における教職員の働き方改革の推進に向け、必要な支援を実施する。

## VII 参考資料等

学校運営支援本部 多忙化解消WG（※）

### ○ メンバー

所 属	職	氏 名	備考
教 職 員 課	副参事兼課長補佐（総括担当）	植松 広幸	チーフ
教 職 員 課	課長補佐（県立学校人事班長）	菅原 賢一	サブチーフ
高 校 教 育 課	課長補佐(学校経営・生徒指導班長)	高橋 賢	サブチーフ
総 務 課	課長補佐（職員人事班長）	菊田 康弘	
教 育 企 画 室	主幹兼企画員（情報化推進班長）	富塚 恵蔵	
福 利 課	主幹（福利健康班長）	日下部 健一	
義 務 教 育 課	副参事（指導班長）	市岡 良庸	
特 別 支 援 教 育 課	副参事（教育指導班長）	三浦 由美	
ス ポ ー ツ 健 康 課	課長補佐（学校安全体育班長）	佐々木 美奈子	
施 設 整 備 課	主幹（施設管財班長）	村上 貴宏	
生 涯 学 習 課	課長補佐（社会教育支援班長）	吉田 浩之	
文 化 財 課	主幹（管理調整班長）	屋代 広義	
総 務 課	課長補佐兼企画員(広報調整班長)	佐藤 友紀	事務局

※平成31年度から名称を「働き方改革WG」と変更。

○ 開催状況及び検討内容等

月 日	検 討 内 容 等
第1回 (H30.9.5)	(1)教職員の働き方改革に関する取組について
第2回 (H30.11.1)	(1)教職員の働き方改革に関する庁内関係課室検討結果について (2)取組方針（案）について
第3回 (H30.11.9)	(1)「（仮称）教職員の働き方改革に関する取組方針」に係る関係課室意見等について (2)「（仮称）教職員の働き方改革に関する取組方針」（素案）について
H30.12.11 ～12.28	教育関係14団体※へ（素案）意見照会
第4回 (H31.1.17)	(1)「（仮称）教職員の働き方改革に関する取組方針」に係る関係団体からの意見について (2)学校運営支援本部第3次期間（H31-33）取組項目について
第5回 (H31.1.23)	(1)「（仮称）働き方改革に関する取組方針（素案）」に係る関係団体からの意見等に対する各課室検討結果について (2)学校運営支援本部第3次期間（H31-33）その他の取組項目について
第6回 (H31.1.29)	(1)「（仮称）働き方改革に関する取組方針（WG最終案）」について

※ 宮城県小学校長会，宮城県中学校長会，宮城県高等学校長協会，宮城県公立小中学校事務職員研究会，宮城県公立高等学校事務職員協会，宮城県公立学校事務長会，宮城県中学校体育連盟，宮城県高等学校体育連盟，宮城県高等学校文化連盟，宮城県PTA連合会，宮城県高等学校PTA連合会，宮城県教職員組合，宮城県高等学校・障害児学校教職員組合，宮城高校教育ネットワークユニオン



11月1日は「みやぎ教育の日」



みやぎ教育の日 ロゴマーク

平成31年3月策定

宮城県教育委員会

編集：宮城県教育庁総務課

電話：022-211-3614